

鴨川市第3次5か年計画 一各論一

第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

第1節 学校教育の充実

現状と課題

年少人口が減少し少子化が進行する一方、子育て・教育に対するニーズは多様化しています。本市においては、これまで幼保一元化や小中一貫教育を推進し、特色ある教育環境づくりに取り組んできたところですが、今後はさらに、保育園、幼稚園、小学校、中学校それぞれの保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた、より一貫した教育の推進が求められます。

幼児教育においては、幼児が今をよりよく生き、望ましい未来を創り出す基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に幼児期にふさわしい活動を通して、育てるべきことはしっかりと育て、小学校以後の生活や学習における自ら学ぶ意欲や判断力、表現力へとつなげていくことが求められます。

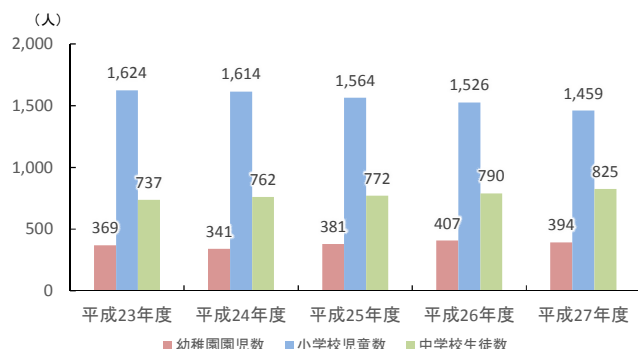
義務教育においては、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人間形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。そこでこれからは、基礎的・基本的な学力の確実な定着と自ら学ぶ意欲と学び方を身に付け、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培うなど、「生きる力」を育む教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童生徒

の適正就学や教育的支援の充実もさらに推進していく必要があります。

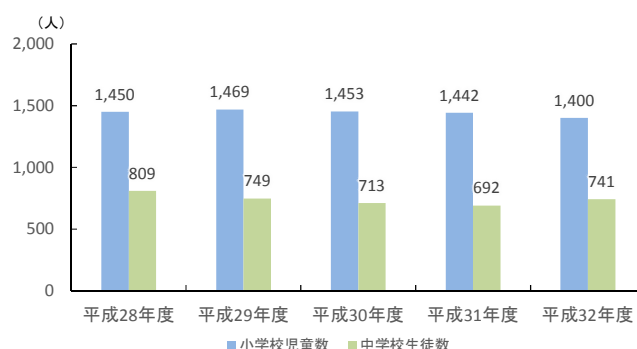
学校給食センターでは、幼稚園、小中学校及び安房特別支援学校鴨川分教室の20施設の園児・児童・生徒及び教職員等に対し、1日約3,000食の給食を提供しています。給食業務を支障なく円滑に行い、安定的に給食を提供していくためには、施設や厨房機器の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した設備等を計画的に更新していくことにより、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させない必要があります。また、民間事業者のノウハウや専門性を活用して、給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施に向けた取組みを進めていく必要があります。

また、市内には城西国際大学観光学部や亀田医療大学をはじめとする6大学の大学関連教育研究施設が立地しています。こうした環境を活かして、地域や学校、大学との連携を強化することにより、地域への有用な人材の定着を図ることが求められています。

■市内の幼稚園・小中学校の園児・児童生徒数の推移



■市内の小中学校の児童生徒数の推移（推計）



基本方針

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育（保幼小中一貫教育）の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム※の構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践します。加えて、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、保育園、幼稚園からの子どもたちの連続

した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求します。加えて、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を一層推進します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
中学3年生で英語検定3級程度の能力を有する生徒の割合（英語の学力状況調査）	19.4 % （平成26年度）	向上	
授業以外で1日当たり30分以上読書する子どもの割合（小学校6年生・月曜日から金曜日）	44.0 % （平成26年度）	60.0%	
「お子さんは幼稚園生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	97.0 % （平成26年度）	100.0 %	
学校給食1人1食当たりの残さい量	110 g （平成27年4月から7月の平均）	105 g	

施策・事業内容

○ 教育施策全般の総合的な推進		
事業名	事業内容	担当課
教育振興計画の策定及び推進	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多様な教育分野の指針となる新たな教育振興計画を策定し、これを推進します。	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター
○ 幼児教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
幼児教育の充実	幼稚園教育要領に基づき、家庭や小学校との連携を図りながら、幼児一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな幼児教育を推進し、生きる力の基礎を育成します。	学校教育課
○ 義務教育の充実		
事業名	事業内容	担当課
小中一貫教育の推進	市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。 また、小中一貫教育全国サミットに参加し、研究・開発に取り組む自治体や学校と情報交換を行います。	学校教育課
子どもたちの学力・体力の向上	学力・学習状況調査の結果をもとに、学習指導上の改善を図るとともに、子どもたちの学習意欲の向上に資する取組みを推進します。また、あらゆる学びの基礎となる読解力や想像力、集中力などの向上を図り、生きる力を育てるため、子どもたちの読書活動の推進を図ります。 加えて、メディカルチェックによるスポーツ障害の予防やスポーツランキングの活用により、子どもたちの体力の向上を図ります。	学校教育課
英語教育の充実	外国語指導助手を小中学校及び幼稚園に派遣し、英語教育と英語活動の充実を図るとともに、市内にある大学との連携を強化し、国際化に対応した人材の育成と国際理解教育を推進します。	学校教育課
情報化に対応した教育の充実	パソコン教室の機器等の適切な管理・更新を行い、ICT※を活用した教育の充実を図ります。	学校教育課
学校・地域等との連携（学校支援ボランティアの育成と組織化）	学校支援ボランティアの育成と組織化を図り、地域との連携による教育を推進します。	学校教育課
いじめ防止等の対策の充実	スクールカウンセラーや関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を講ずることにより、児童生徒が健やかに成長できる環境をつくります。	学校教育課
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣等を通して、子ども一人ひとりの発達に合わせた支援を行います。	学校教育課
就学のための保護者への支援	経済的な理由により就学が困難とならないよう援助を行い、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	学校教育課

○ 教育環境の充実

事業名	事業内容	担当課
校舎の大規模改修	子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、田原小学校の校舎の大規模改修を行います。	学校教育課
屋外教育環境の整備	東条小学校、西条小学校のグラウンドの排水機能向上のための整備を行います。 また、老朽化に伴い、西条小学校のプール施設の改修を行います。	学校教育課
屋内運動場の整備	天津小学校及び西条小学校の屋内運動場、安房東中学校の武道場の大規模改修を行います。	学校教育課
遠隔地児童・生徒・園児の通学・通園支援	通学・通園バスの運行、通学費の補助により、遠隔地からの通園・通学を支援します。	学校教育課 子ども支援課
学校給食の充実	厨房機器や給食配送車の計画的な更新を行うとともに、栄養バランスやアレルギー対応に配慮した、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。 また、調理、配送業務等の民間委託の実施に向けた取組みを進めます。	学校給食センター

○ 市内大学への入学の奨励

事業名	事業内容	担当課
市内大学への入学の奨励	市内大学への進学を促進し、地域への有用な人材の定着を図るため、市内の大学へ入学する市民に奨励金を交付します。	企画政策課



第2節 生涯学習の充実

現状と課題

少子高齢化や、個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、市民一人ひとりのニーズを尊重しながら、それぞれのライフステージに応じた学習メニューや実践できる場所を提供することが必要となっています。

さらに、団塊世代の大量退職により、自分の経験や知識を社会に活かす機会を望む市民は増加すると思われます。そうした力も活用しながら、将来にわたって、全ての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して参加することができる学習環境の整備や、事業の充実が求められています。

生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人がつながり、交流を深めながらお互いを尊重する気持ちを醸成します。幸せと誇りを感じられる、住みよい心豊かな

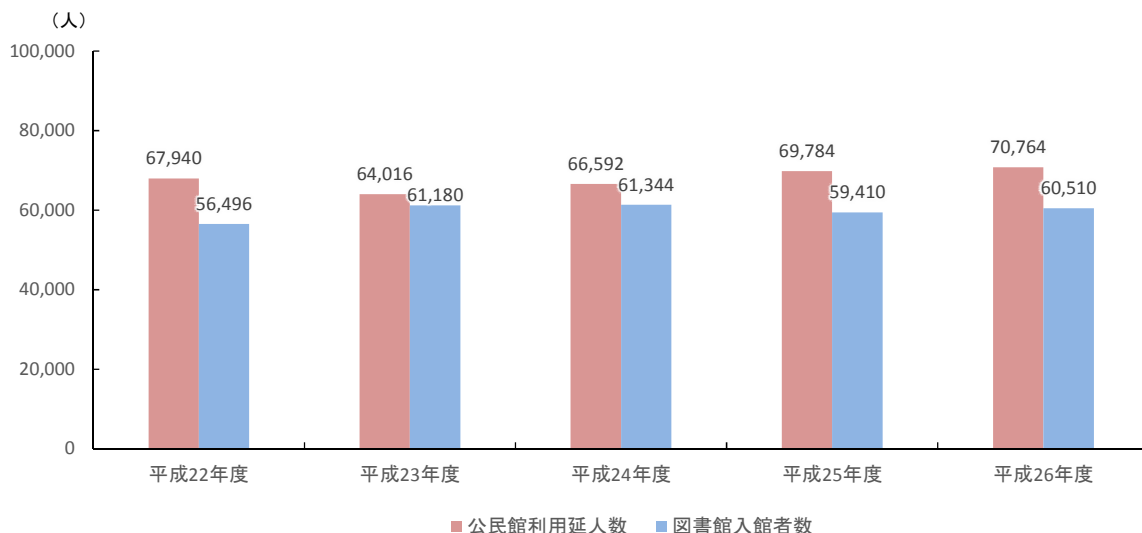
生活の実現に向けたコミュニティづくりに、大きな役割を果たすことが今後期待されます。

本市では、社会教育関連施設として、11の公民館やわんぱくハウスなどがありますが、快適な学習環境を維持するために、老朽化の進む施設においては、適切な管理運営を行っていく必要があります。

また、本市は、城西国際大学観光学部をはじめ、6つの大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源を活かした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

図書館においては、生涯学習社会の進展等に伴う、多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められています。

■公民館・図書館の利用人数の推移



基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、生涯学習を学ぶ市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民同士がお互い尊重し合い、教え合い、学び合う生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元

し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などを活かし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

図書館においては、生涯読書推進計画に基づき、多様な市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。また、遠隔地利用者の利便性向上のため、公民館図書館分室の機能強化など、学習環境の整備を図ります。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
公民館教室(主催事業)の年間参加者数(延べ数)	7,711 人 (平成 26 年度)	8,120 人	
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数(延べ数)	594 人 (平成 26 年度)	650 人	
生涯学習ボランティア登録者数(延べ数)	65 人 (平成 27 年 4 月)	80 人	
図書館個人貸出登録率	23.9 % (平成 26 年度)	25.0 %	

施策・事業内容

○ 多彩な学習活動の促進

事業名	事業内容	担当課
公民館事業の充実	子どもから高齢者までの幅広い年代の利用を促進するため、魅力ある公民館教室の開催とその活動の周知に取り組むとともに、サークル活動や、多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実を図ります。	生涯学習課
大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実	市内に関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。	生涯学習課
地域学習・ボランティア活動の支援	知識や技能を有する人材を発掘し、その力を活用するため、文化施設ボランティア及び生涯学習人材バンクボランティアを育成し、その周知を図るとともに活動の場を提供することにより、地域学習を支援します。	生涯学習課
児童・生徒の体験活動事業の推進	地域や社会教育関係団体等と連携し、職場体験学習などの様々な体験活動の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。	生涯学習課
家庭教育の支援	家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業を実施するとともに、家庭教育学級の開催や子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。	生涯学習課

○ 社会教育関連施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
社会教育関連施設の整備充実	市民が公民館を安心して利用することができるよう、耐震診断の結果や老朽化の状況等を踏まえて、計画的に改修・修繕を行います。 また、老朽化した曽呂公民館を旧曽呂小学校に移転し、生涯学習や地域活動の拠点施設として、機能強化を図ります。	生涯学習課

○ 読書・学習環境の充実

事業名	事業内容	担当課
図書資料の充実及び学習環境の整備	各年齢層に配慮した取組みの推進や図書資料の充実を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。 また、「みんなでつくる図書館」をテーマに文化施設ボランティアの育成及び活動の推進に努め、読書人口の増加を図ります。 さらに、老朽化した施設の計画的な改修を行うほか、遠隔地利用者の利便性向上に資するシステムの構築など、公民館図書館分室の機能強化を図ります。	生涯学習課

第3節 青少年の健全育成

現状と課題

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、少子高齢化の進展や情報通信技術の普及などにより、ますます多様化・複雑化しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、いじめや犯罪被害などに巻き込まれるケースが急増しています。

また、少子化や核家族化による家庭環境の変化に伴い、青少年が様々な体験や活動をする

場が減っていることから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

こうした中、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して、豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体と学校、家庭、地域がさらに連携を深め、時代の変化に柔軟に対応した取組みを地域全体で進めていくことが重要です。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域づくりの担い手として健全に育成されるよう、学校、家庭、地域、警察などの関係機関との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、体験・交流活動や社会活動への参加機会の拡充、さらには地域活動の強化や指導者の育成に努め、地域全体で青少年を支え育てるための仕組みづくりを進めます。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
市内青少年育成団体が主催する青少年育成事業への児童の年間参加者数（延べ数）	651 人 （平成 26 年度）	600 人	減少率を抑制
放課後子ども教室（土曜スクール）※の実施小学校区数	6 小学校区 （平成 27 年 4 月）	8 小学校区	

施策・事業内容

○ 啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
青少年の健全育成に関する啓発の推進	青少年健全育成推進大会において青少年育成指導者研修会並びに小・中学生及び高校生による青少年健全育成に関する作文等の発表会を実施するなど、啓発・広報活動を推進することにより、青少年健全育成に関する意識の高揚を図ります。	生涯学習課

○ 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

事業名	事業内容	担当課
青少年育成団体に関する活動の活性化	球技大会やウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会など、青少年育成団体が連携した事業を開催するとともに、小学生通学合宿や放課後子ども教室（土曜スクール）※の開催など、多様な青少年活動の展開を促進します。	生涯学習課
青少年育成団体と地域の連携強化	青少年育成鴨川市民会議が警察署や地域住民などと連携しながら、非行防止パトロールを実施し、地域が一体となって青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課



第4節 文化の振興

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史・伝統は、大切に守り育て、後世に伝えていくことで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

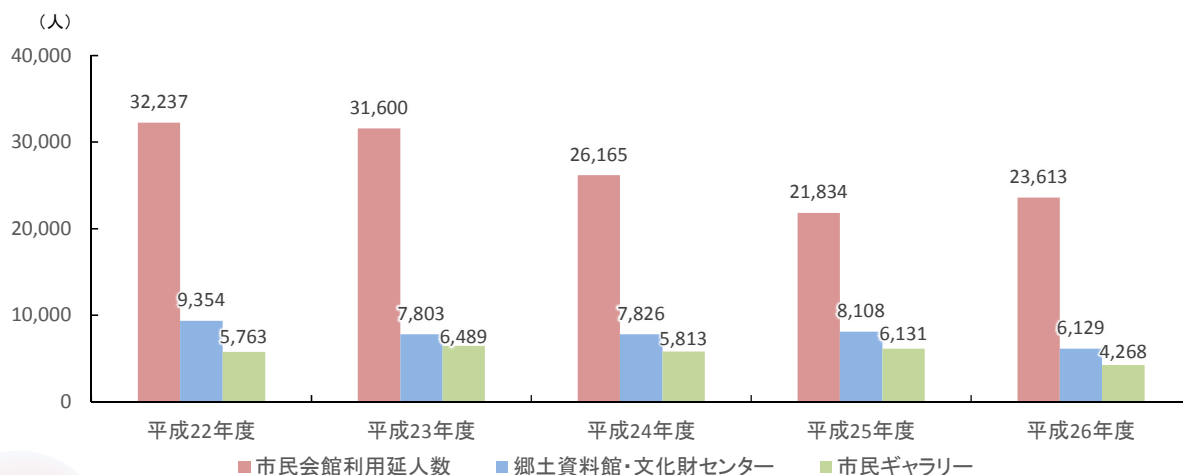
本市には、国登録文化財の「旧水田家住宅」や特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」など、歴史的建造物や天然記念物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、数多くの貴重な文化財が存在します。

今後も、これらの貴重な文化財の調査・研究を進め、保全・継承を図り、郷土を愛する

心を育むとともに、文化資源として有効に活用することにより、地域活性化につなげていくことが求められています。

また、本市の文化芸術活動の拠点となる市民ギャラリーや市民会館などの文化施設の老朽化が著しく、利用者のニーズや安全性の確保に十分応えられなくなっているため、新たな施設の整備を図るとともに市内の各種文化団体等と連携して、施設を訪れる人が文化・芸術に触れ親しみ新たな交流が生まれる環境づくりを進める必要があります。

■主な文化施設の利用人数の推移



基本方針

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、貴重な文化財の保護・保全に努め、市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる新たな市民ギャラリー、多目的施設の整備を図るとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしをさらに進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化策を推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
文化協会会員の年間活動人数 (延べ数)	2,500 人 (平成 26 年度)	3,000 人	
郷土資料館、文化財センター及 び市民ギャラリー主催の展覧会 の内容に満足した入館者の割合 (来館者アンケート)	65.0 % (平成 26 年度)	75.0 %	
文化財関係の講座・見学会の内 容に満足した参加者の割合 (参 加者アンケート)	65.0 % (平成 26 年度)	75.0 %	

施策・事業内容

○ 文化・芸術の振興

事業名	事業内容	担当課
文化・芸術の振興	2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等を貴重な機会として捉え、グローバルな視点と多様な価値観に基づいた魅力ある展覧会や発表会等を開催することにより、交流人口の増加を図るとともに、市内の各文化団体等の活動を支援し、本市固有の文化・芸術の発信と、市民が地域の文化・芸術に触れ親しむ環境づくりを進めます。	生涯学習課

○ 文化施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
市民ギャラリーの整備	建物が老朽化した市民ギャラリーを旧曾呂小学校に移転し、市民の文化芸術活動を促進する拠点となる施設として整備します。また、様々な人々が交流する機会を設けることに努め、地域の文化芸術を発信する施設としての機能強化を図ります。	生涯学習課
多目的施設の整備	市内での文化・スポーツの振興を図るとともに、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関連宿等の誘致による地域振興を図るため、体育館としての機能と文化芸術活動の発表の場としての機能等を併せ持つ多目的施設を平成 30 (2018) 年度中の供用開始を目指し整備します。	スポーツ振興課

○ 歴史・文化の保全と活用		
事業名	事業内容	担当課
指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進	市内に所在する文化財の適正な保護のために、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。 また、市内の文化財の実態調査を随時実施します。	生涯学習課
市史の編さん、史・資料調査と保存・活用	本市の歴史の変遷を明らかにし、市民の地域に対する理解と愛郷心を深めるため、古文書史料の収集・整理、保存を進めるとともに、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍を発行します。	生涯学習課
地域の歴史・文化資源の周知と有効活用	地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を進め、その成果を活かした展覧会や見学会を開催し、本市の歴史と文化を市内外に広く周知することに努めます。 また、市内の文化財や文化遺産全般の価値を明らかにし、個々の状況に即した形での有効活用を目的とする「（仮称）文化財保護活用計画」の策定に向けた基礎調査等を実施します。	生涯学習課



第5節 スポーツの振興

現状と課題

近年、スポーツ活動が持つ意義や役割は大きく変容し、単に「する人」個人の自己実現・健康維持の手段といった枠を越え、「見る人」、「支える人」が加わることによる、豊かな生活の実現やコミュニティの醸成など、まちづくりとの関わりが深くなっています。

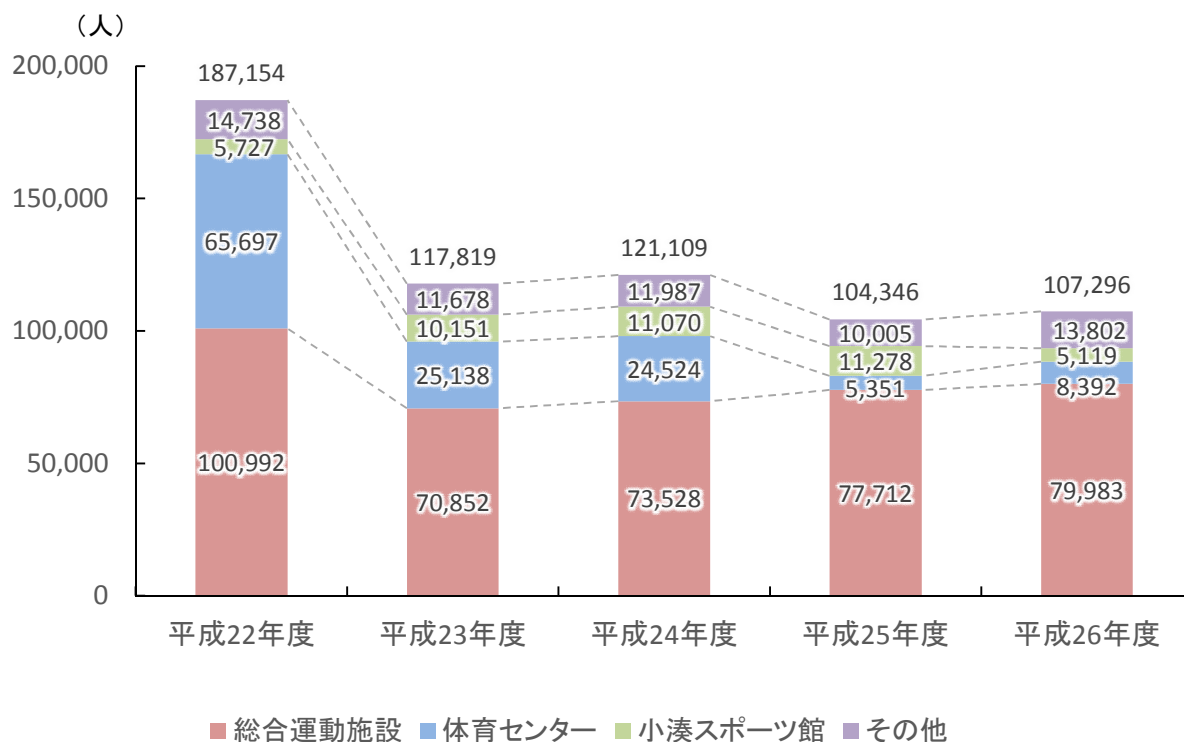
本市においては、県内有数の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設、学校体育施設の整備・活用により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきました。

しかしながら、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりが、これまで以上に

求められており、本市においても、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を、積極的に展開していく必要があります。

特に、平成30年度中の供用開始を目指す多目的施設の整備を進め、より魅力ある総合運動施設の活用を推進していくほか、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う関連イベントやプロスポーツ関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツ※の普及啓発を図るなど、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取り組みが求められています。

■主なスポーツ施設の利用者数の推移



基本方針

市民一人ひとりが、各自の適正や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進め、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これら充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力・資源を最大限に活用することで、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
総合運動施設（多目的施設を含む）の年間利用者数（延べ数）	8万人 （平成26年度）	17万人	
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	180人 （平成27年3月）	195人	
本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロのスポーツ団体の年間団体数	3団体 （平成26年度）	8団体	



施策・事業内容

○ スポーツ施設の整備充実

事業名	事業内容	担当課
多目的施設の整備（再掲）	市内での文化・スポーツの振興を図るとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致による地域振興を図るため、体育館としての機能と文化芸術活動の発表の場としての機能等を併せ持つ多目的施設を平成30（2018）年度中の供用開始を目指し整備します。	スポーツ振興課
総合運動施設の充実	施設利用者の増加を図るため、文化体育館、陸上競技場、野球場を計画的に整備し、利用者の利便性・安全性の向上に努めます。 また、サービスの向上と維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めます。	スポーツ振興課
体育センターの整備	サッカー場やソフトボール場などへの活用を通じた施設利用と市民スポーツの振興を図るため、体育センターを整備します。	スポーツ振興課
総合運動施設の都市公園としての整備（再掲）	総合運動施設を都市公園法に基づく都市公園として位置付け、市民が憩い、健康の増進を図るために、ランニング・ウォーキングをはじめ多目的に利用できる拠点として整備を進めます。	スポーツ振興課 都市建設課

○ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致

事業名	事業内容	担当課
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の合宿やイベント等の誘致を「オール鴨川」体制で取り組み、誘致等による経済波及効果の享受はもとより、全国レベルのスポーツ観光交流都市を目指します。 また、講演会など関連イベントの開催及び周知にも取り組み、市民の受入れ気運の高揚を図ります。	スポーツ振興課等

○ 市民スポーツの振興

事業名	事業内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの支援	子どもから高齢者まで、気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりを目指す「鴨川オーシャンスポーツクラブ」の活動を継続して支援することにより、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課

○ 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

事業名	事業内容	担当課
千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致（再掲）	千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。 また、球団や後援会組織との連携のもと、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課

第6節 国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市の国際交流については、平成5年に米国ウィスコンシン州のマニトワック市と国際姉妹都市提携を締結し、以降、中高生の相互派遣事業や民間主体の小中学生の絵画交換やペンパル事業、合唱団や吹奏楽団の交流事業など、幅広い分野での交流活動が展開されています。平成25年には、国際姉妹都市提携20周年を迎え、これを契機とし、これまで以上に両市の交流を推進していく必要があります。

市内には、城西国際大学の留学生など、多くの外国人が在住し、異なる文化や言語に適応しながら学び・働き・暮らし続けています。これまで、本市では、多言語による行政・生活情報の提供や相談窓口の設置に加えて、国際交流協会等との連携のもと、外国人の日常生活に密着した日本語教室や防災教室の開催など、外国人が地域で暮らしていくための生活支援を行ってきました。

今後も、本市で暮らす外国人が、安心して生活していくことができるまちづくりを目指

して、多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機に、多くの外国人の来訪が期待されるなど、一層の国際化が進むものと予想されます。今後も、これまで実施してきた交流活動を継続・発展させていくとともに、市民レベルでの多文化共生社会の実現が求められています。

国内の姉妹都市等については、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、千葉県君津市や埼玉県さいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育など、様々な分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、農林水産資源や歴史資源をはじめとする多様な地域資源を活用しながら、特に市民レベルでの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

基本方針

マニトワック市等との国際交流を推進するとともに、国際交流員や国際交流協会等との連携のもと、在住外国人や外国人訪問客に喜ばれる多文化共生の地域づくりを進めます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区や埼玉県さいたま市をはじめとする姉妹都市、友好都市等との多様な交流活動を市民と一体となって推進します。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
マニトワック市との相互派遣交流の参加者数	12 人 (平成 27 年度)	16 人	
国際交流協会の会員数	220 人 (平成 27 年 4 月)	250 人	
国内姉妹・友好都市との交流事業への年間参加者数（延べ数）	230 人 (平成 26 年度)	280 人	

施策・事業内容

○ 国際姉妹都市との交流の促進

事業名	事業内容	担当課
青少年海外派遣の推進	国際的視野、国際的感覚の豊かな人材を育成するため、国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。	生涯学習課
民間国際交流団体等への支援	姉妹都市との一層の交流を促進するため、民間の国際交流団体が行う活動等を支援します。	企画政策課

○ 多文化共生の推進

事業名	事業内容	担当課
在住外国人の支援	外国人向けの暮らしのガイドや防災マップ等を充実させるとともに、各種交流イベントや防災教室の開催など、市内在住外国人が安心して暮らせるよう生活を支援します。	企画政策課

○ 国際化の推進

事業名	事業内容	担当課
国際交流員の配置	国際交流員として外国青年を招致し、地域の国際化の進展、語学教育の充実を図り、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	企画政策課

○ 国内姉妹都市等との交流の促進

事業名	事業内容	担当課
国内姉妹都市等との交流の促進	国内姉妹都市・友好都市等との文化的・人的交流活動を促進し、相互の連携強化を図ります。	企画政策課

鴨川市第3次5か年計画 一各論一

第5章 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

近年、食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病等が増加の傾向にあります。

本市では、健康寿命*延伸のため小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の受診や食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体との連携に努めるとともに、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう介護予防*事業を推進しています。

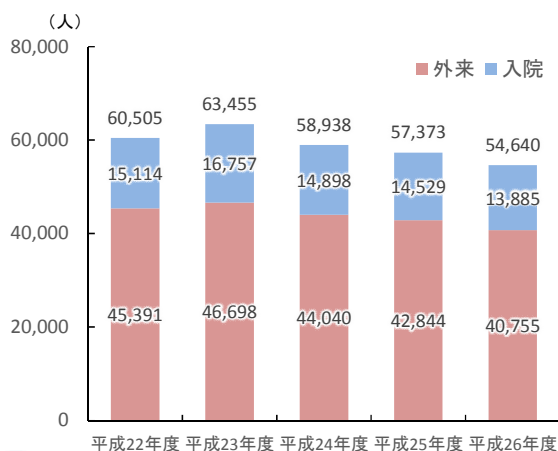
今後は、特定健診・各種がん検診受診率の更なる向上を図るとともに、市民一人ひとりと地域社会での健康意識をより一層高め、生活習慣病やロコモティブシンドローム（運動器症候群）*、メタボリックシンドローム*の予防、さらには、ソーシャルキャピタル*を活

用した健康づくり施策に取り組むことが求められます。

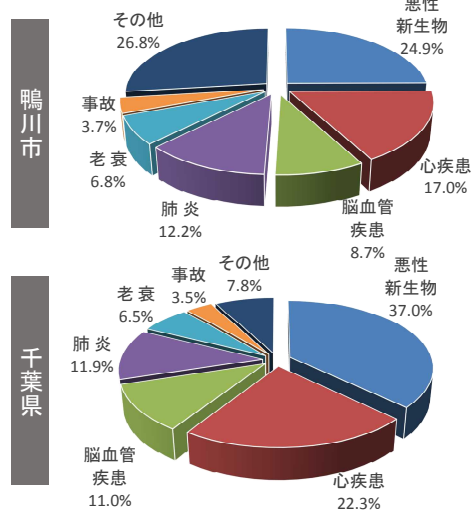
医療については、本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されています。高齢化や過疎化が進む中、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、救急医療体制の確保や在宅医療の充実、バランスのとれた医療機能の分化と連携などを図る必要があります。

なお、市立国保病院については、施設の老朽化が顕著となっているため、内陸部における重要な医療拠点としての役割を踏まえつつ、今後のあり方について検討を行うことが必要です。

■市立国保病院の患者数の推移



■死因別死亡割合（平成 25 年）



基本方針

第2期健康福祉推進計画（平成 28 年度～32 年度）に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、一人ひとりの、さらには地域社会でのつながりやささえあいによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、地域医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防活動と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、健康長寿のまちの実現を目指します。

なお、市立国保病院については、地域において施設が担う役割と建物の耐震診断の結果を踏まえ、今後のあり方を定めていきます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	27.3 % (平成 25 年度)	60.0 %	
特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム※該当者の割合	男性 19.7 % 女性 6.2 % (平成 25 年度)	男性 5.5 % 女性 1.8 %	

施策・事業内容

○ 健康福祉施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
健康福祉推進に関する計画の策定及び推進	健康福祉関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな健康福祉推進計画を策定し、これを推進します。	福祉課 健康推進課

○ 保健サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
生活習慣病対策の充実	生活習慣病の予防や、がん等の早期発見を促進するため、特定健康診査・各種がん検診及び保健指導等を実施するとともに、健康医療情報の蓄積の活用等により、より効果的な健診等の受診勧奨を進め、健診等受診率の向上を図ります。	健康推進課
母子保健の推進	妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、各種相談・診察・指導や母子手帳の交付により母子保健を推進します。	健康推進課
歯科保健の推進	フッ化物洗口事業の実施により、学童期からの歯の健康づくりを促進するとともに、高齢者を対象とした歯科口腔保健指導等を実施し、歯科保健を推進します。	健康推進課
予防接種の促進	各種疾病の罹患・流行の防止を図るため、任意接種を含む各種予防接種の実施及び接種率の向上に努めます。	健康推進課
自主的な健康づくりの支援	市民自らによる生活習慣の改善と健康づくりを促進するため、健康教育・健康相談等を実施し、健康増進に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康の保持増進に向けた意欲の喚起が図られる健康マイレージ等の仕組みづくりに取り組みます。	健康推進課

○ 地域における健康づくり組織の育成・支援

事業名	事業内容	担当課
食育・栄養改善事業の推進	食生活改善推進員の養成と併せ、食育・栄養改善事業を実施します。	健康推進課
健康づくり活動の促進	地域での健康づくりを推進する団体・ボランティアを育成するとともに普及啓発等の活動支援を行います。	健康推進課

○ 地域医療環境の充実

事業名	事業内容	担当課
救急・休日・夜間医療の充実	安房郡市広域市町村圏事務組合により、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。 また、2次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用にむけた啓発を行います。	健康推進課

○ 市立国保病院の充実

事業名	事業内容	担当課
市立国保病院の充実	病院施設の老朽化が顕著となっている状況を踏まえ、施設の耐震診断の結果も考慮した上で、今後における病院のあり方を検討します。 また、この検討結果に基づいて施設・機器等の更新整備を計画的に実施します。	国保病院 健康推進課

○ 医療・福祉分野における人材の確保

事業名	事業内容	担当課
看護師等の確保（再掲）	医療・福祉産業の持続的な成長と地域医療環境の更なる充実を促進するため、将来、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸し付けを行い、地域における看護師等の確保を図ります。	健康推進課
介護人材の確保（再掲）	要介護高齢者等の増加により今後見込まれる介護人材の不足への対応と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助をはじめ、人材の確保・育成を支援します。	健康推進課

○ 保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

事業名	事業内容	担当課
総合相談体制の充実	市内2箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケア※の推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

第2節 地域福祉の充実

現状と課題

我が国においては、平成12年の社会福祉法の改正により、「地域福祉」という考え方が明確に打ち出されるとともに、平成24年度には、社会保障制度改革推進法が制定され、「自助・共助及び公助による自立した生活の実現」という基本的な考えが盛り込まれました。

本市においても、「健康福祉推進計画」に基づき、市民と行政との協働による自助・共助・公助の役割分担のもと、地域におけるささえあいの仕組みづくりに取り組み、これまで、福祉総合相談センターや権利擁護推進センターの設置をはじめ、相談・支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進展、若者の首都圏への流失等に伴う核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、従来から機能していた相互扶助機能が低下し、多様化する福祉ニーズ、孤独死や虐待の発生、認知症高齢者

の増大、生活困窮などへの対応が課題となっています。

また、その一方で、地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等による登録人数の減少など、この担い手の確保をはじめとする体制の強化が求められています。

今後、子どもからお年寄りまで全ての人々が尊ばれ、年齢、性別、障害の有無などに関わらず人権が守られ、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「自助・共助・公助」を基本に、「自立・共生・公共」を加えた新たな考え方のもと、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政が協働して、更なる助け合い・ささえあいの仕組みづくりを進める必要があります。

基本方針

今後、2025年問題等をはじめ、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、平成28年度を計画初年度とする第2期健康福祉推進計画(平成28年度～32年度)を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、東日本大震災を尊い教訓とした、ささえあいの意識を醸成していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮で

きるよう、保健・医療・福祉・介護が連携し、ささえあいのある地域づくりと、地域包括ケアシステム※の一層の充実にも努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手の確保・充実に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計）	10 事業所 （平成 27 年 3 月）	26 事業所	協定締結開始当初（平成 25 年度）からの累計
福祉関連ボランティア登録者数	645 人 （平成 27 年 3 月）	524 人	減少率を 1/2 に抑制

施策・事業内容

○ ふれあい・ささえあいのネットワークの形成

事業名	事業内容	担当課
福祉サービスの利用の促進	一人暮らし高齢者やひとり親世帯、生活に困窮する世帯などの身近な相談役であり、関係機関へのパイプ役である民生委員・児童委員の活動を支援し、必要かつ適切な福祉サービスの選択・利用ができる環境づくりを促進します。	福祉課
福祉団体等の育成・支援	ふれあい・ささえあいの地域づくりを進めるため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、交流の場の確保、ボランティアの養成、福祉団体・人材の育成を促進します。	福祉課
見守りネットワークの形成	民間事業所等との見守りネットワーク事業協定の締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活の支援、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。	福祉課 健康推進課 消防防災課
虐待防止対策の強化	虐待防止対策委員会等を中心に、虐待の予防、早期発見と対応、再発防止に向けた取組みを関係機関等との連携により進めるとともに、虐待防止に向けたキャンペーンを実施し、意識の醸成を図ります。	福祉課 健康推進課 子ども支援課
権利擁護の推進	認知症高齢者や障害者などの権利や財産を守るため、社会福祉協議会との連携により、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用を促進します。	福祉課 健康推進課
総合相談体制の充実（再掲）	市内 2 箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケア※の推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

少子化や核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進み、子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化している中、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づいて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、幼少期の教育、保育、子育て支援の総合的な推進を図っています。今後も、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、市民・地域・企業・市行政機関が協働し地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、希望する人数の子どもを持てるよう、生まれる前から18歳までの切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進していく必要があります。

本市独自に取り組んだ幼保一元化により、平成27年4月からは全ての4、5歳児が全ての幼稚園で教育を受けることができ、預かり保育を利用できる環境が整いました。幼保一元化が一部実施に留まっている東条地区では、民間が設置する認定こども園が平成28

年4月に開園することにより、身近な教育・保育の場を確保することが可能になります。

今後も保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、預かり保育に加え病児・病後児保育など保育サービスの充実を図る必要があります。

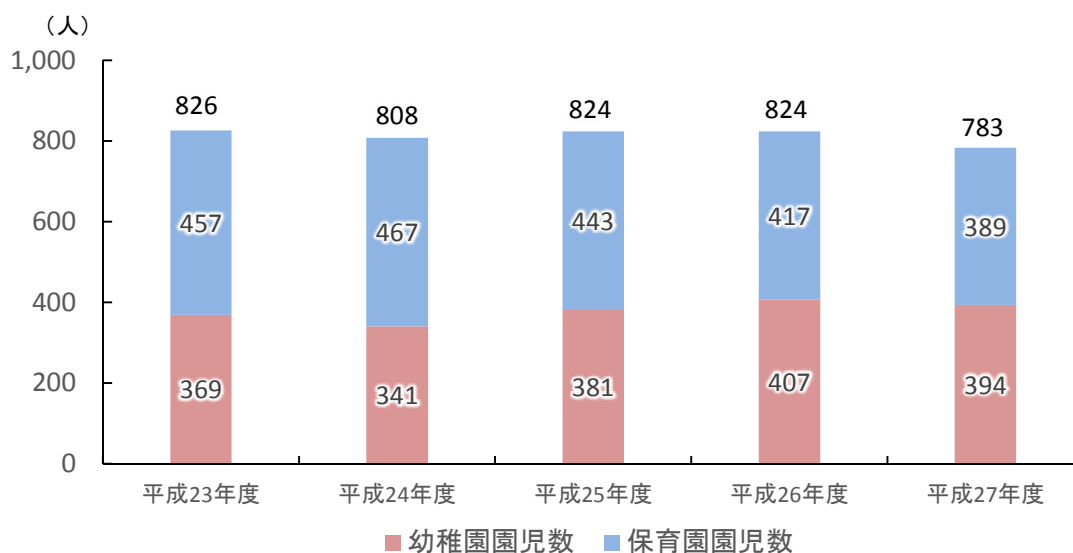
子育て総合支援センターでは、ファミリー・サポート事業や、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めていますが、今後は地域で子育てを支える体制づくりを一層推進していくことが求められます。

学童保育は、平成27年4月から市内全地区の児童を対象に実施されるようになりましたが、運営団体への更なる支援が必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待等への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭等については、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

■市内の保育園・幼稚園の園児数の推移



基本方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組みを総合的に進めます。このため、保育サービスの充実や教育・保育の環境整備、身近な地域での子育て支援の充実、多様な子育て家庭への経済的支援など、多面的な取組みを推進します。また、子育てに対する負担感

や不安の解消のための相談・対応の充実を図ります。

学童保育では、運営団体へ補助金を交付するとともに、設備運営基準に基づく支援に取り組みます。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
合計特殊出生率※	1.45 人 (平成 25 年度)	1.50 人	
公立施設の幼保連携型認定こども園への移行施設数(累計)	0 施設 (平成 27 年度)	3 施設	計画期間内の累計
病児・病後児保育の年間利用者数(延べ数)	0 人 (平成 27 年度)	194 人	
子育て支援センターの年間利用者数(延べ数)	6,744 人 (平成 26 年度)	16,170 人	
学童保育を利用した児童数	206 人 (平成 27 年度)	356 人	

施策・事業内容

○ 子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進		
事業名	事業内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進	子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを推進します。	子ども支援課 健康推進課 学校教育課
○ 教育・保育サービスの充実		
事業名	事業内容	担当課
教育・保育サービスの充実	多様な保育ニーズに対応するための環境を整備し、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課 学校教育課
新たな幼保一元化の推進	これまで推進してきた幼保一元化の取組みをさらに発展させ、幼稚園・保育園・認定こども園共通のカリキュラムを作成し、0歳から5歳までの子どもの発達を支援します。 また、公立の幼稚園・保育園について、民間施設のニーズを踏まえた上で、幼保連携型認定こども園への移行を実施します。	子ども支援課 学校教育課
○ 地域子育て支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援の充実	子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
学童保育の充実	留守家庭児童の健全育成と事故防止を図るため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課
家庭児童相談の実施	家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら相談指導を行います。	子ども支援課
児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会や、虐待防止対策委員会の活動等により、児童虐待防止の啓発活動や、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	子ども支援課 健康推進課
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、医療費等の助成や相談支援、職業訓練等を通じた就業支援を実施します。	子ども支援課
養育支援訪問事業の推進	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども支援課 健康推進課
子育て短期支援事業の推進	保護者の仕事や疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、適切な施設において、必要な保護を行います。	子ども支援課
○ 子育て家庭への経済的な支援の推進		
事業名	事業内容	担当課
子ども医療費の助成の拡充	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象年齢を拡充した上で、子どもの医療費を助成します。	子ども支援課
出産祝金の支給	すでに2児を養育し、第3子以降を出産・養育する父母に対して、出産祝金を支給します。	市民生活課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。	子ども支援課

第4節 高齢者施策の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、生活形態の多様化等により高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待等に対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステム*の更なる充実が求められています。

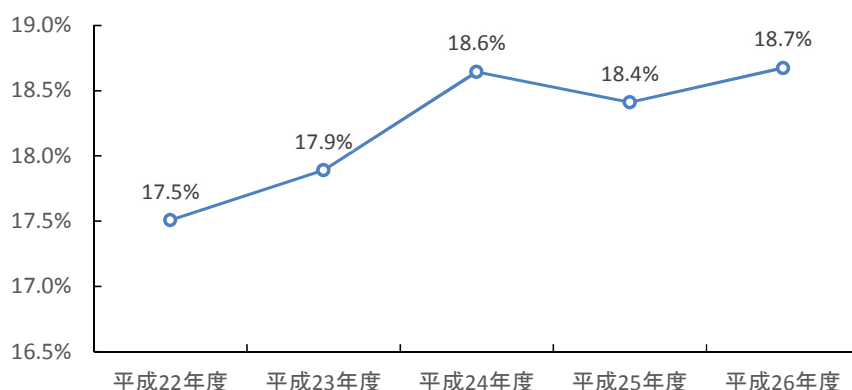
一方で、介護などを必要とせず、豊かな知恵や経験を持つ、いわゆる「アクティブシニア」層の増加も見込まれることから、関係団体等との連携により、意欲や能力のある高齢者が、まちづくりの担い手として生きがい

を持って活躍できる環境づくりをより一層促進していくことが求められます。

介護保険制度については、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、要介護認定者数と保険給付費は年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、地域における高齢者の生活支援や介護予防*対策を進めるとともに、引き続き介護保険制度の運営の健全性を確保していくことが求められます。また、介護サービスの需要の増加に適切に対応できるよう、介護人材の確保と定着を図ることも必要です。

■高齢者に占める要介護認定者数の割合（各年度末時点）



基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中核機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア*体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、介護予防*事業に取り組めます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
高齢者に占める要介護認定者数の割合	18.7 % (平成 27 年 4 月)	22.4 %	増加率を抑制
生活支援・介護予防※サポーターの登録（育成）人数	120 人 (平成 26 年度)	160 人	
シルバー人材センターの会員数	218 人 (平成 27 年 4 月)	263 人	

施策・事業内容

○ 高齢者福祉等施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進	高齢者福祉等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、これを推進します。	健康推進課

○ 介護保険事業の円滑な運営・推進

事業名	事業内容	担当課
介護保険事業の運営	介護保険事業計画に基づき介護保険サービスを適正かつ円滑に運営します。	健康推進課
地域支援事業（介護予防※事業）の推進	介護予防※・日常生活支援総合事業を中心に、生活支援の充実、高齢者の社会参加・ささえあい体制づくり、介護予防※を推進し、関係者間の意識の共有と自立支援に取り組みます。	健康推進課
介護予防※の推進	介護予防※が必要な市民に対して、福祉総合相談センター（地域包括支援センター）において予防プランを作成するとともに、訪問型・通所型など適切なサービスの組み合わせによる介護予防※ケアマネジメントを実施し、要介護者の増加防止を図ります。	健康推進課
認知症高齢者の支援	認知症サポーターや認知症地域支援推進員との連携により、認知症高齢者の権利擁護をはじめ、認知症高齢者本人とその家族に対して必要な支援を行います。	健康推進課
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療や介護の専門職、地域の関係者による協働・連携の体制を強化し、真に包括的なケアを実施するため、地域住民からの相談に対応する窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会の開催等を実施します。	健康推進課
総合相談体制の充実（再掲）	市内2箇所の福祉総合相談センターにおいて、地域包括ケア※の推進と保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課

○ 高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実

事業名	事業内容	担当課
高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実	地域に密着する介護保険施設や介護予防※拠点施設等の円滑運営のため、地域密着サービスを提供する施設に消防設備等を整備します。	健康推進課

○ ひとり暮らし高齢者の支援

事業名	事業内容	担当課
緊急通報システムの整備等	急病等の緊急事態への対応等を図るため、ひとり暮らしの高齢者世帯等への緊急通報システムの整備拡充を進めます。	福祉課
高齢者世帯等の安否確認	高齢者世帯等の孤立を防ぎ、必要に応じて適切な福祉サービスの利用へとつなげるため、訪問協力員による定期的な安否確認を実施します。	福祉課
配食サービスの促進	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者世帯等へ栄養面に配慮した食事を届けることにより、栄養改善を図るとともに協力員による安否確認を行います。	健康推進課

○ 高齢者の生きがいづくり活動の促進

事業名	事業内容	担当課
老人クラブ活動の促進	地域における高齢者の社会参加を促進し、高齢者が生きがいを持ち、互いにささえあう環境づくりを進めるため、老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。	福祉課
シルバー人材センターの活用（再掲）	高齢者の介護予防※や生きがいづくりを促進するとともに、これを地域の活力へと効果的に結び付けるため、シルバー人材センターによる高齢者への就労機会の提供を支援します。	福祉課

○ 敬老事業の促進

事業名	事業内容	担当課
敬老事業の促進	一定年齢に達した高齢者に、その長寿を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するため、敬老祝品等を贈呈します。	福祉課



第5節 障害者施策の充実

現状と課題

国においては、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づき、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講じています。また、近年は、我が国全体の高齢化に伴い障害者本人はもとより保護者の高齢化も進み、いわゆる「親亡き後」を見据えた障害者の生活のあり方が課題となっています。

本市においても、これらの動向を踏まえ、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、これまで、障害者基本計画及び障害福祉計画を策定し、福祉サービス及び保健・医療サービスの提供、相談体制

の整備、社会参加の促進など、障害者への支援を総合的に推進してきました。

しかし、障害者に占める高齢者の割合の増加や、発達障害への対応の充実など、福祉的課題やニーズはますます多様化しているため、今後においても、こうした市民のサービス需要を踏まえた障害者施策の更なる充実を図ることが求められます。

また、来る2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るキャンプ合宿等の招致に向けて、人的・物的両面からの環境整備を進めることも必要です。

基本方針

障害者基本計画・障害福祉計画で掲げる基本理念「手を取りあって ともに暮らす いきいきかもがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実を進めます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を支援する場である福祉作業所について

は、そのサービス提供体制等の更なる充実を検討します。併せて、障害児が身近な場で療育等の支援が受けられる児童発達支援センター等の誘致に努めます。

加えて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るキャンプ合宿招致への取組みを契機として、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無に関わらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョン※が実現した社会を目指します。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
福祉作業所への通所者数	15 人 (平成 27 年 3 月)	19 人	
グループホームの利用者数	33 人 (平成 27 年 3 月)	40 人	
地域活動支援センターⅠ型の年間相談件数(延べ数)	214 件 (平成 26 年度)	240 件	

施策・事業内容

○ 障害者関連施策全般の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
障害者基本計画・障害福祉計画の策定及び推進	障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するとともに、これを推進します。	福祉課

○ 総合相談・指導体制の整備

事業名	事業内容	担当課
総合相談・指導体制の整備	地域活動支援センターⅠ型に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整を図るとともに、総合的な相談支援を行います。	福祉課

○ 障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
福祉サービスの推進	障害者総合支援法による福祉サービスの円滑な給付に努めるとともに、国の施策動向と地域の実情に応じた適切なサービスの実施を図ります。	福祉課
経済的支援の推進	障害者を経済的に支援するため、重度心身障害者(児)の医療費を助成します。	福祉課

○ 障害者の社会参加の促進		
事業名	事業内容	担当課
福祉的就労の促進	福祉作業所及び地域活動支援センターⅢ型の運営により、障害者の一般就労に向けた創作的活動や生産活動などの訓練機会の提供、生活指導等を実施します。	福祉課
地域での住まいの確保の推進	障害者の地域生活への移行を促進するため、グループホームや知的障害者生活ホームなどの運営を支援します。	福祉課
移動コミュニケーションの支援	障害者の社会参加を促進するため、重度心身障害者（児）が利用した福祉タクシーの料金を助成します。	福祉課
○ バリアフリーのまちづくりの推進		
事業名	事業内容	担当課
バリアフリーのまちづくりの推進	障害者の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を推進するため、市民の意識啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等のバリアフリー化を推進します。	福祉課等
○ 障害児の発達支援の充実		
事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援の推進	障害児の発達を支援するため、放課後等デイサービスなどの機能を提供する児童発達支援センター等の民間事業者による立地を促進します。	福祉課



第6節 社会保障の充実

現状と課題

〔低所得者福祉〕

本市における生活保護の状況は、東日本大震災の影響により、被保護世帯が一時的に増加に転じ、その後は横ばい傾向にあります。

安房地域の有効求人倍率は改善傾向にあるものの、被保護世帯においては、高齢者や疾病等のハンディキャップを持った世帯が多いことから、被保護者の生活実態や適性・能力に応じて、関係機関や民生委員・児童委員と連携を図りながら適正な保護または自立支援に努めることが求められます。

また、突然の解雇や倒産、介護や病気による失職、災害、障害、DV^{*}など、様々なきっかけから生活に困窮している方の困りごとに、きめ細かい相談支援により対応し、生活保護に至る前の段階において、経済的・社会的自立を支援していくことも必要です。

〔医療保険等〕

本市の国民健康保険については、被保険者数は減少傾向にあります。また、医療技術の

高度化、疾病構造の多様化等により、医療給付費が年々増え続けていることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう検討を進めており、今後、県と市町村による共同運営への取り組みが本格化することが見込まれています。

このため、後期高齢者医療保険と併せ、国・県の動向と社会情勢を適切に踏まえつつ、今後も適正かつ安定的な医療保険制度の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、昨今の年金問題から制度について信頼が揺らいでいる中、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

基本方針

〔低所得者福祉〕

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るため、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

〔医療保険等〕

国民健康保険事業の運営の健全性を高めるため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主

的な健康づくり、ジェネリック医薬品^{*}への利用の転換を促進するとともに、新たな医療制度への円滑な対応を進めます。

後期高齢者医療保険については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上につながるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保に資するため、積極的な周知を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
生活保護からの自立世帯数	—	50 世帯	計画期間内の累計
人間ドック助成件数	196 件 (平成 26 年度)	256 件	
差額通知によるジェネリック※ 医薬品への切替割合	9.3 % (平成 26 年度)	30.0 %	

施策・事業内容

○ 低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用

事業名	事業内容	担当課
生活相談、自立支援の充実	生活困窮者及び低所得者が活用可能な各種福祉施策や資金貸付制度などの周知に努めるとともに、民生委員及び社会福祉協議会などとの連携により、就労や生活全般に関する相談・支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
生活保護制度の適正運用	自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援の充実・強化を図るとともに、医療扶助の適正化に向け、電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進による医療扶助の適正化を進めます。	福祉課

○ 医療費の適正化と健康増進施策の充実

事業名	事業内容	担当課
人間ドックの利用助成	医療費適正化と健康増進のため、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。	市民生活課
医療費適正化対策の推進	国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。	市民生活課

○ 各種医療給付事業の周知及び適正運用

事業名	事業内容	担当課
ジェネリック医薬品※の普及促進	ジェネリック医薬品※への切り替えによる医療費自己負担分等の軽減額を試算し、被保険者へ通知するなど、更なる普及促進に取り組み、医療費の抑制を図ります。	市民生活課

鴨川市第3次5か年計画 一各論一

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第1節 地域コミュニティの維持・強化の促進

現状と課題

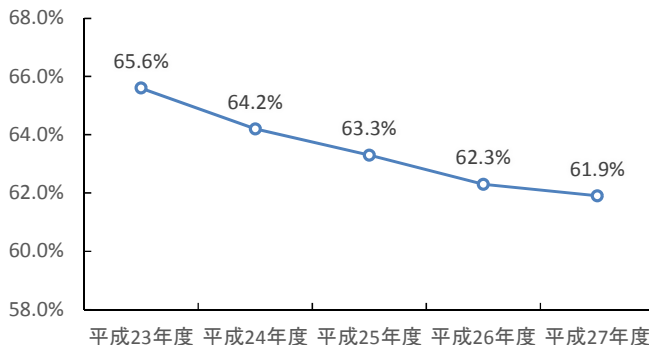
本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されています。しかしながら、近年の少子高齢化に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織における会員数が減少するなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、早急な対応が求められます。

一方で、地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修やバリアフリー化など、施設の充実を促進する必要があります。

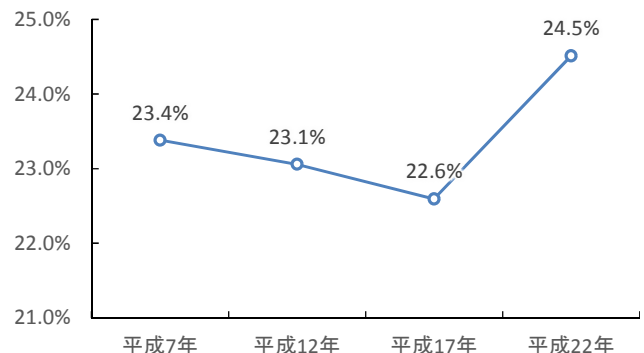
なお、少子高齢化が進展する中、その要因の一つである未婚化や晩婚化が大きな課題となっていることから、適切な結婚支援を行う必要があります。

また、市域のコミュニティの維持・強化を図る上では、過疎地域における対策が急務であるといえます。特に、清澄・四方木地区においては高齢化率が全市の平均を大きく上回るなど、集落機能の維持が大きな課題となっていることから、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められます。

■自治組織加入率の推移



■生涯未婚率※の推移



基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織等の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進めます。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

結婚への支援については、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供することに加え、結婚が成立するまでの支援を行います。

また、過疎地域においては、集落機能の維持、さらにはその持続的発展に向けた住民主体の新たな取組みを積極的に支援し、地域の自立と活性化を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
自治組織への加入率	61.9 % (平成 27 年 6 月)	63.9 %	
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数(累計)	1 組 (平成 27 年 7 月)	15 組	平成 27 年度からの累計(市内に居宅を構えた組数)

施策・事業内容

○ 自治組織の強化

事業名	事業内容	担当課
自治組織への加入促進	地域自治を維持・発展させるため、自治組織未加入世帯に対し、啓発パンフレットの作成・配布並びに訪問など加入の促進を図ります。	企画政策課
新たな自治組織の立ち上げ支援	市民協働によるまちづくりの一層の推進を図るため、自治組織が未組織となっている地域・集合住宅等において、その組織化を促進します。	企画政策課

○ 地域コミュニティ施設の充実

事業名	事業内容	担当課
地域コミュニティ施設の整備支援	地域活動の促進を図るため、地区集会施設の新築、全部改築及び補修等を行う自治組織に対して建設費用の助成を行います。	企画政策課

○ 結婚支援の充実

事業名	事業内容	担当課
結婚支援の充実	少子化対策を図るため、結婚希望者を対象とした婚活イベントの実施など、関係団体との連携のもと、結婚の成立に向けた様々な支援を行います。	企画政策課

○ 過疎地域における活性化施策の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
過疎地域における活性化施策の総合的な推進	清澄・四方木両地区の活性化を図るため、地区活性化協議会を中心に、地域おこし協力隊*との連携のもと、清澄・四方木地区活性化基本計画に基づく取組みを推進します。	企画政策課

第2節 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報がわかりやすく市民に周知されるとともに、市民の意見が市政に的確に反映されることが必要不可欠です。

このため、本市では、読みやすい紙面構成と親しみやすい記事内容に配慮した広報誌づくりや、リニューアルした市ホームページによる迅速かつ適時性のある情報提供、インターネットによる議会中継など、広報媒体の充実を図るとともに、市民相談室、市長への手紙、各種懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、附属機関等の会議を原則公開するとともに、委員の公募等による市民参画を推進しています。

今後も、これら広報・広聴の取り組みや、本市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取り組みを一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していく必要があります。

また、昨今の地方分権社会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革が進む中、市民にとって最も身近である市の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていることから、創意と工夫に満ちたまちづくりを展開していくため、市民活動団体をはじめあらゆる主体が、適切な役割分担のもとでまちづくりに参画していくことが求められます。

基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりをより一層推進するため、広報誌や市ホームページなどの更なる充実を図るとともに、SNS※や市ホームページCMS※などの活用による広報・広聴機会の充実を図り、もって市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

また、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	24.0 % （平成 25 年度）	26.4 %	
まちづくり支援補助金を活用した活動団体数（累計）	28 団体 （平成 27 年 5 月）	53 団体	制度開始当初（平成 22 年度）からの累計
「市民と行政との協力によるまちづくりの推進」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	13.2 % （平成 25 年度）	15.7 %	

施策・事業内容

○ 広報・広聴活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報誌等の充実	本市の諸施策等の普及及び啓発のため、「広報かもがわ」を毎月2回発行します。 また、掲載方法の工夫などにより、誌面の充実を図ります。	総務課
市ホームページの充実	適時性のある市政情報などの提供を行うため、最新情報や旬の話題等を速やかに市ホームページへ掲載します。また、CMS※機能を活用することで、市ホームページ上での広聴活動に努めます。	総務課
市民相談室の設置・運営	市民からの意見、要望及び相談などに対して、問題解決に向けた助言を行う身近な相談窓口として、市民相談室を運営します。	総務課
パブリックコメント制度の活用促進	市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント制度を活用し、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見等を募り、市政に反映させていきます。	総務課

○ 情報発信・交流の推進

事業名	事業内容	担当課
SNS※等を活用した情報発信・交流の推進	電子メール、市ホームページ等により行っていた観光情報や防災情報などの情報発信にSNS※等を加え、情報発信手段の多様化を図ります。またSNS※等の特性を活かした交流を推進します。	総務課

○ 情報公開・個人情報保護の推進

事業名	事業内容	担当課
情報公開・個人情報保護の推進	情報公開条例に基づく市政情報の積極的な提供とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いを確保します。	総務課



○ 行政協力体制の整備		
事業名	事業内容	担当課
市政協力員の設置	文書の配布や回覧のほか、市民の要望の取り次ぎなど、地域住民と市との相互連携を図るため、区・町内会、隣組などから市政協力員を設置します。	企画政策課
○ 市民活動の支援		
事業名	事業内容	担当課
市民提案によるまちづくりの支援	まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO 法人などの市民活動団体が、自ら企画し、実施するまちづくり活動を支援します。	企画政策課
市民活動の支援	さまざまな市民活動を支援するため、活動団体や市民からの相談に対応するとともに、必要な情報提供に努めます。	企画政策課
○ 民間団体による公益的活動への支援		
事業名	事業内容	担当課
民間団体による公益的活動への支援	本市における公益活動の一層の推進と活性化を図るため、市民や事業者から寄せられた寄附を基金に積み立て、公益的法人が実施する公益活動を広く支援します。	企画政策課
○ 大学との連携		
事業名	事業内容	担当課
大学との連携による地域の課題解決と活性化の促進	地域の課題解決と活性化を図るため、市内に立地する大学と本市が連携協力し、本市の事業や大学の研究事業などの取組みにおいて、相互支援を行います。	企画政策課等



第3節 男女共同参画社会の形成

現状と課題

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置付けるとともに、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、女性の活躍、男女の働き方の改革などを掲げています。また、平成27年8月には女性活躍推進法を制定し、今後、女性の職業生活における活躍をより一層推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

本市においても、「男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会」の実現に向け、平成21年度に策定した男女共同参画計画に基づき、市内の中学生を対象としたセミナーの開催や男女共同参画週間における啓発活動を実施してきました。しかし、市民意識調査においては、男女共同参画社会の形成の必要性について一定の認識が醸成されていること

がうかがわれるものの、認識をしている人でも理念と現実との間にはまだまだ乖離があることが明らかであり、男女共同参画社会の形成が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

このことから、今後も、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指し、平成28年度を始期とする新たな男女共同参画計画に基づく関係施策の総合的かつ効果的な推進が求められます。

また、DV※は犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等参画の妨げとなっていることから、配偶者・パートナーからの暴力を許さない社会の実現に向け、DV※被害者の相談への対応及び自立に向けた支援を行う必要があります。

基本方針

新たな男女共同参画計画に即し、市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現に向け、啓発セミナーの開催など市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV※被害者に対しては、被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。



評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2 % （平成 27 年度）	25.0 %	
DV※被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	52.1 % （平成 27 年度）	40.0 %	

施策・事業内容

○ 男女共同参画施策の総合的な推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画計画の策定及び推進	男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな男女共同参画計画を策定し、これを推進します。	企画政策課

○ 男女共同参画に関する市民啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する市民啓発の推進	男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るため、男女共同参画に関するセミナーの開催をはじめとした啓発活動やチラシの配布などによる情報提供に努めます。	企画政策課

○ DV※被害者の相談・支援の推進

事業名	事業内容	担当課
DV※被害者の相談・支援の推進	DV※被害者等の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、DV※に関する相談支援を実施します。また DV※被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の整備を図ります。	健康推進課

第4節 効率的な自治体経営の推進

現状と課題

国からの権限移譲が大幅に進む昨今、地方公共団体においては、「自己決定」と「自己責任」のもと、地域固有の資源と人材を有効に活用することで、地方のことは地方自らが決定し行動する「地方分権型社会」への移行が進んでいます。一方で、個人の価値観の多様化により、画一的な行政運営では市民ニーズに応えることが困難になってきています。

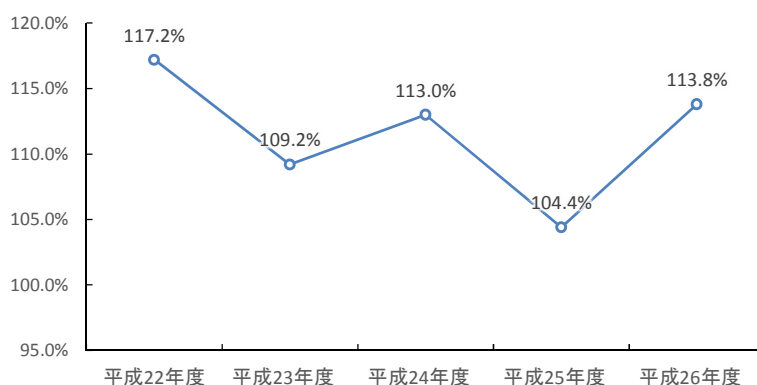
これらを踏まえ、本市では、平成24年3月に策定した経営改革指針に基づき、適正な人事管理の推進をはじめ、行政評価、債権管理の適正化、基金の債券運用などに取り組み、効率的、効果的な行財政運営に努めてきました。

また、合併以来措置されてきた普通交付税の特例交付は、平成27年度から特例分が段

階的に縮減され、平成32年度には通常どりの交付額となることから、将来にわたる財政の健全な運営を行うため、今後も行政改革のより一層の推進に取り組むほか、新たな自主財源の確保に努めるなど、成果を重視した経営管理を進めていく必要があります。

なお、これらの取組みを進める上では、市民サービスの水準を低下させることがないよう適切な経営管理を行うとともに、限られた財源・資産の中で行政効果の最大化を図っていく必要があります。特に、学校跡地などの遊休施設については、効率的、効果的な行財政運営はもとより、全市的なまちづくりの視点において今後の有効な活用策を見出していく必要があります。

■将来負担比率※の推移



基本方針

安定した財政基盤の確立に向け、民間的視点による経営改革に関する指針のもと、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人事評価制度の導入、公会計の整備、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

加えて、公共施設等の総合管理により、将来生じる改修・更新に係る投資額を予想し、次世代に引き継ぐことができる公共施設の運営方針のあり方を示していきます。

また、学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後新たに生じる行政需要への対応など、多様化する市民ニーズ、将来のまちづくりへの備えなどを考慮して、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

さらに、市民のライフスタイルの多様化と今後一層進展する高齢化に対応するため、マイナンバー制度の活用により、行政のサービスをより身近に受けられる環境の整備を進めるとともに、情報セキュリティの一層の強化を図り、情報漏えいの防止に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	19.8 % （平成 25 年度）	17.8 %	
将来負担比率※	113.8 % （平成 26 年度）	100.0 %	

施策・事業内容

○ 計画的・効率的な財政運営の推進

事業名	事業内容	担当課
基金の債券運用等の拡充	基金を中心に安全かつ効率的な運用を行い、運用益の確保を図ります。	財政課 会計課

○ ファシリティマネジメントの推進

事業名	事業内容	担当課
学校跡地等遊休施設の活用	全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。	企画政策課
公共施設等の総合的な管理の推進	市内公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点のもとで、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進します。	企画政策課 財政課

○ コンビニを活用した市民サービスの向上

事業名	事業内容	担当課
証明書等のコンビニ交付の実施	日本全国のコンビニエンスストアで、夜間・休日の証明書等の交付を可能とすることにより、市民の利便性の向上を図ります。	市民生活課

○ ふるさと納税の推進

事業名	事業内容	担当課
ふるさと納税の推進	ふるさと納税の受入れ環境の更なる充実を図り、寄附金の増収による財源確保に努めます。 また、地域の特性を活かした謝礼品の充実により、地域の魅力の周知と地域経済の活性化を図ります。	企画政策課

○ 財務諸表の作成と財務分析		
事業名	事業内容	担当課
統一的な基準による財務諸表の作成・活用等	総務省から示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づいた財務書類を作成し、財務情報の平易な開示による説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等への有効活用による財政の効率化・適正化を図ります。	財政課
○ 新たな財源の確保		
事業名	事業内容	担当課
ネーミングライツ※の導入	公共施設等の運営、維持管理に充てる新たな財源として、市内公共施設へのネーミングライツ※の導入を検討します。また導入により施設等の魅力向上や本市のPRを進めます。	財政課
○ 人材管理の適正化の推進		
事業名	事業内容	担当課
定員管理の適正化	安定した市民サービスを提供し、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、職員の適正配置に努めます。	総務課
○ 人材育成の推進		
事業名	事業内容	担当課
人事評価制度の導入	職員の能力開発、効率的な人材育成及び組織の活性化を図るとともに、人事評価制度を導入することにより、能力・実績に基づく人事管理に努め、職員の職務に対する意欲向上、主体的な職務遂行並びに能力開発を促進します。	総務課
○ 行政改革及び健全な財政運営の推進		
事業名	事業内容	担当課
行政改革及び健全な財政運営の推進	限られた人的・財政的資源を効率的に活用するため、行政改革に関する指針に基づく取組みを推進します。また、財政健全化計画に基づき、健全かつ適正な財政運営に努めます。	総務課 財政課
○ 行政評価の実施		
事業名	事業内容	担当課
行政評価の実施	本市が実施した業務の成果について評価、検証することにより、業務の改善・効率化を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの向上を促進します。	総務課 企画政策課
○ 情報セキュリティ(安全・保護)対策の推進		
事業名	事業内容	担当課
情報セキュリティ対策の推進	本市が保有する情報資産を、日々変化する情報セキュリティの脅威から保護するため、職員研修等による人的対策と、新たな脅威に対処するための物理的・技術的対策を継続して推進します。	総務課

